

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の概要

株式会社地域経済活性化支援機構において事業再生や地域活性化の支援が一層効果的に進められるよう、出資機能の強化を含め、必要な機能の拡充を行うもの。

特定組合出資業務（新規業務）

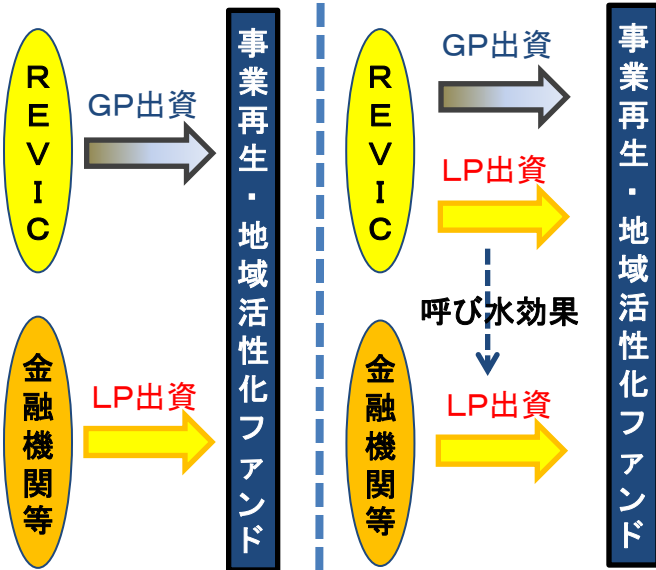
事業再生・地域活性化ファンドに対するLP出資機能を追加

【第22条第1項第7号、第32条の12関係】

- ◆ 民間資金の呼び水としてLP出資を行えるようにすることにより、事業再生・地域活性化ファンドの設立・資金供給を促進

<現行>

<法改正後>



GP: 無限責任組合員(ファンドへの出資及び業務執行)
LP: 有限責任組合員(ファンドへの出資のみ)

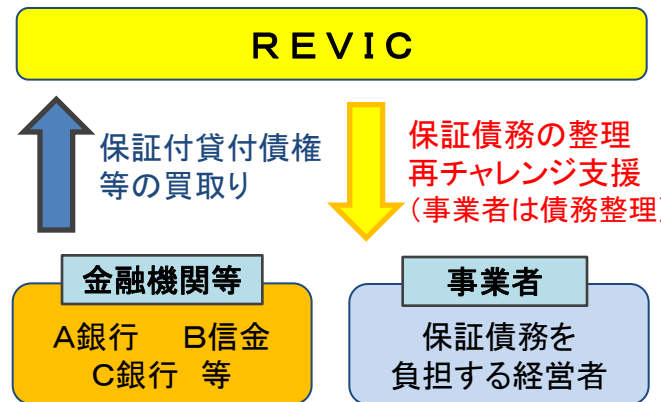
特定債権買取業務（新規業務）

経営者保証の付された貸付債権等の買取業務を追加

【第22条第1項第3号、第32条の2～第32条の8関係】

- ◆ 経営者保証の付された貸付債権等を買取り、経営者の保証債務を「経営者保証に関するガイドライン」に従い整理することにより、経営者の再チャレンジ支援を強化

保証債務を負担する経営者、事業者(主債務者)及び保証付貸付債権を有する金融機関等が連名で債権買取を申込み



特定専門家派遣業務の拡充

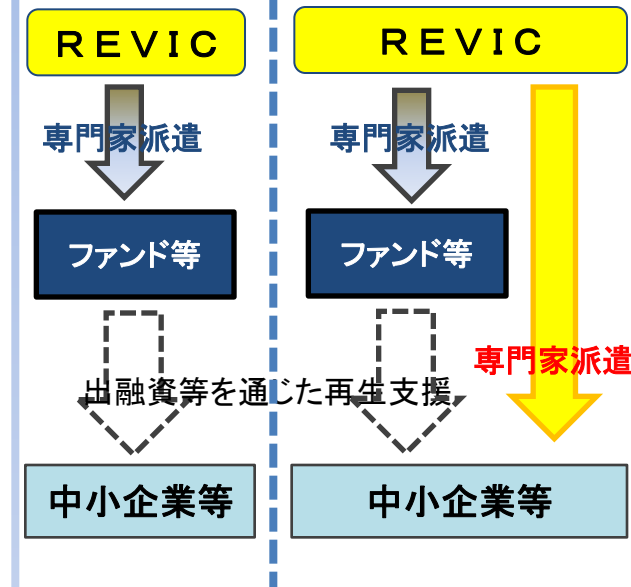
専門家派遣先の範囲を拡大

【第32条の11関係】

- ◆ 現在は金融機関・ファンド等に限定されている専門家派遣の範囲を、新たに機構が関与するファンド等の投資先事業者に拡大し、経営改善等の支援を強化

<現行>

<法改正後>



(注)その他に、信託引受可能債権の範囲を求償権等まで拡大することにより、事業再生支援の促進を図る。【第22条第1項第1号・第4号関係】